



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 阿 波 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 長 岡 奨
(コード番号 8388 : 東証第一部)

問 合 せ 先 執行役員経営統括部長 西 大 和
兼バリュートプロジェクト室長
電 話 番 号 (088) 623-3131

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 206 期定時株主総会に「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当行は、平成 30 年 3 月 26 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示をしておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役および取締役会に関する規定の変更ならびに剰余金の配当等の決定機関の変更等を行うものであります。また、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、取締役への権限委譲に関する規定を新設するものであります。

(2) 責任限定契約の対象の変更

業務執行を行わない取締役との間での責任限定契約の締結を可能とするため、責任限定契約に関連する規定の変更をいたしたいと存じます、なお、責任限定契約にかかる定款変更については、予め各監査役の同意を得ております。

(3) 監査役の責任免除に関する経過措置の新設

現行定款第 31 条 1 項において、監査役の責任免除の規定を定めておりますが、同規定の削除後も、削除前の監査役の行為について責任免除が可能であることを明確にするため、監査役の責任免除に関する経過措置を附則第 1 条として新設するものであります。

(4) 単元株式数および発行可能株式総数の変更

当行は、平成30年4月25日付の「単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ」にて別途開示いたしましたとおり、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するため、当行株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とするため、株式併合を実施することを予定しております。

これに伴い、本定時株主総会において株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件として、現行定款第7条の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるために現行定款第6条の発行可能株式総数を変更するものであります。

(5) その他

上記条文の新設および削除に伴う条数の変更など、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成30年6月26日
定款変更の効力発生日	
上記(1)から(3)および(5)に関しては	平成30年6月26日
上記(4)に関しては	平成30年10月1日

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当銀行は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	第4条 (機関) 当銀行は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (発行可能株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>500,000</u> 千株とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>100,000</u> 千株とする。
第7条 (単元株式数) 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第7条 (単元株式数) 当銀行の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第8条～第11条 (条文省略)	第8条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第18条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条 (取締役の員数) 当銀行の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。 (新設)	第19条 (取締役の員数) 当銀行の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。 <u>②当銀行の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 20 条 (選任) 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第 21 条～第 22 条 (条文省略)</p> <p>第 23 条 (任期) 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>②補欠として選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とする。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 24 条 (取締役会) (条文省略)</p> <p>②取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、さらに短縮することができる。</p> <p>③取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>⑤ (条文省略)</p>	<p>第 20 条 (選任) 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第 21 条 ～第 22 条 (現行どおり)</p> <p>第 23 条 (任期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (削除)</p> <p><u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の残存期間とする。</u></p> <p><u>④会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 24 条 (取締役会) (現行どおり)</p> <p>②取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、さらに短縮することができる。</p> <p>③取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>⑤ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第 25 条 (重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>当銀行は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
(新設)	<u>第 26 条 (報酬等)</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
第 25 条 (取締役の責任免除) (条文省略) ②当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項の各号に掲げる額の合計額とする。</u>	第 27 条 (取締役の責任免除) (現行どおり) ②当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める限度額とする。</u>
第 5 章 <u>監査役および監査役会</u>	(削除)
<u>第 26 条 (監査役の数)</u> <u>当銀行の監査役は、5 名以内とする。</u>	(削除)
<u>第 27 条 (選任)</u> <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>第 28 条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。また監査役会は、その決議によって、常勤の監査役の中から常任監査役を定めることができる。</u>	(削除)
<u>第 29 条 (任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>②補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間とする。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 30 条 (監査役会)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、さらに短縮することができる。</u> <u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>③監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 31 条 (監査役 of 責任免除)</u> <u>当銀行は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の当銀行に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>②当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項の各号に掲げる額の合計額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 28 条 (監査等委員会)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、さらに短縮することができる。</u> <u>②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <u>③監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 29 条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>第 32 条 (条文省略)</p>	<p>第 30 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第 31 条 (剰余金の配当等の決定機関)</u>
	<u>当銀行は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
<u>第 33 条 (剰余金の配当)</u>	<u>第 32 条 (剰余金の配当の基準日)</u>
<u>当銀行の剰余金の配当は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払うことができる。</u>	<u>当銀行の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u>
<u>②前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。</u>	<u>②当銀行の中間配当の基準日は毎年 9 月 30 日とする。</u>
<u>第 34 条 (自己株式の取得)</u>	(削除)
<u>当銀行は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	
<u>第 35 条 (条文省略)</u>	<u>第 33 条 (現行どおり)</u>
(新設)	<u>(附 則)</u>
(新設)	<u>第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	<u>当銀行は、第 206 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
	<u>第 2 条 (効力発生に関する特則)</u>
	<u>第 6 条および第 7 条の変更は、平成 30 年 10 月 1 日をもって効力を生じるものとし、同日の経過をもって本附則を削除する。</u>

以 上